



学生時代、私はアメリカンフットボール部に所属、勝利のために情熱を燃やしたものであった。弁護士生活も40数年になるが、部の後輩の法曹も段々増え31名になった。チーム名を取ってウォリアーズ法曹会と称し、私は、最年長ということで会長に祭り上げられたが、新年会で後輩と杯を酌み交わすのが毎年の楽しみとなっている。

私は東京出身だが、修習地の福岡で弁護士登録をした。短期間のつもりが、原告代理人になった福岡カネミ油症訴訟の高裁判決まで13年も要したので、福岡に骨を埋めることに決めた。同期の弁護士との共同事務所も考えたが、福岡でも涉外事件のニーズが生じるかも知れないと考え、米国のロースクール入学を決意し渡米した。ロースクール卒業後シカゴの法律事務所に2年間勤務した。ところが、妻の東京在住の親を介護しなければならぬという想定外の事態が生じたため、福岡に戻ることを断念せざるを得なくなった。

1991年に二弁に登録換えし、シカゴでの同僚弁護士の紹介で東京の涉外事務所に入所できた。二弁を選んだのは、大学のゼミで一緒だった24期の弁護士の強い勧めによる。同時に彼が所属してい

た会派にも入会した。会派について「派閥」として軽んじる人もいるが、東京に弁護士の知己の少なかった私にとって会派の人脈は大いに役に立った。特に会派の先輩弁護士



竹之下 義弘 (25期)

●Yoshihiro Takenoshita

の勧誘により、IPBA（環太平洋法曹協会）に入会したと二弁仲裁センターの仲裁人候補者になったことは、その後の弁護士生活に大きな影響を与えたと弾みにもなった。IPBAの件は海外の弁護士等多くの涉外弁護士の知り合いができたことで涉外事件も扱っていた私にとって非常に有意義であった。

仲裁センターの先輩の仲裁人候補者から強力に勧誘され日本スポーツ法学会に入会したことが私のスポーツに対する思いを刺激することになった。小さな学会だが会員には

スポーツに関心のある弁護士も多く、会員の勧めで日本体育協会の法律アドバイザーやスポーツ指導者の研修を担当したりした。2003年に日本スポーツ仲裁機構が発足したとき、二弁仲裁センターの仲裁人としての経験を買われてスポーツ仲裁人に登録され、仲裁人としてオリンピックの選手選考を含む8件に関与し、アジアスポーツ法学会でスポーツ仲裁について発表する機会も得た。

二弁のスポーツ法政策研究会設立には幹事として関与したが、スポーツに関心のある多くの若手弁護士が入会した。スポーツ指導者による暴力問題、競技団体の悪しきガバナンス等山積するスポーツ界の問題解決に積極的に取り組む若手弁護士は誠に頼もしい限りである。

いちいちお名前は出さなかったが、振り返ってみると多くの弁護士のお世話になってきたことがよく分かる。お世話になった先輩・同輩弁護士に報いるためにもロートルの私に今からできることは、スポーツの分野に限らず若手弁護士をできるだけバックアップすることと自覚している。

■

Hanamizuki

花水木



私は平成23年12月に弁護士登録をして、現在、弁護士4年目になります。

職場は、千代田区麹町にある法律事務所で、私を含め、現在7名の弁護士が所属しています。特色は、私以外の弁護士が全員パートナー弁護士で、各弁護士が異なった分野の事件を扱っていることです。事務所内に自由な雰囲気があるので、とても居心地良く感じています。

私の仕事のほとんどは一般民事事件ですが、その中でも、交通事故に関するものが多いです。パートナーの先生が損保会社の顧問をしているので、私も主に保険会社・加害者側の代理人として、示談交渉や訴訟対応などを行っています。

交通事故には多様な態様がありますが、類似した裁判例があることも多いので、必ず調査を行い、なるべく正確な見通しを立てるようにしています。また、金額で多少譲歩しても、示談をした方がいい場合と、そうではない場合があるので、それを依頼者に分かりやすく説明することも大切だと考えています。裁判例の解決基準のみならず、証拠の有無や、訴訟に移行した場合のメリット・デメリットなどをなるべく丁寧に説明するよう心がけています。

近年、自動車が進化し、交通事故件数も減少傾向にあるようですが、未だに、弁護士のニーズが強い分野であると感じています。自分が担当する事件を、1つ1つ大事にして、



前原 一輝 (64期)

●Ikki Maehara

得意分野にしていきたいと思っています。

交通事故以外にも、家事事件、債権回収、外国人の事件、著作権に関する訴訟など、様々な仕事をパートナーの先生に振っていただいています。様々な分野に対応できる弁護士になりたいと思っていますので、仕事のバリエーションが多いのは大変ありがたいです。

また、私個人の事件としては、国選弁護人や当番弁護士の名簿に登録して、積極的に刑事事件を受任するようにしています。

刑事弁護のときによく悩むのが、依頼者（被疑者・被告人など）との接し方です。ある少年事件で、依頼者の少年から反省の言葉を引出そうとして、私が被害者の気持ちなどを考えさせたのですが、自分の行動を正当化するばかりで、うまくいかなかったことがありました。この事件を機に、弁護人（付添人）の役割は何だろうと考えるようになりました。その結果、依頼者をサポートするという原点に立ち返るべきであると思いました。今では、こちらから反省を求めるのではなく、自ら反省する気持ちになれるように手助けをする、そういうスタンスで活動しています。

弁護士になってからの3年はあっという間に過ぎてしまいました。弁護士になりたてのころは、自分の考えに自信が持てず途方に暮れることもありましたが、今の事務所の先生方と共に仕事をする中で、少しずつではありますが、自信が持てるようになりました。そのような機会を与えてくださった、事務所の先生方にこの場をお借りして、感謝を申し上げます。この3年間で得た自信を基礎にして、これからは、新しい分野にもチャレンジし、多くの人の力になれる弁護士になりたいと思います。 ■